

意見書 第1号

下水道施設の更新・改築などに係る国庫補助の継続と予算枠の拡大を求める意見書

淡路市は平成17年4月に合併して以降も、財政状況は非常に悪く、平成20年度決算において、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財政健全化判断比率のうち、将来負担比率及び実質公債費比率において早期健全化基準が危ぶまれる状況であった。

これらの大きな要因としては、「阪神・淡路大震災からの復興」や「効率の悪い地形に対する上下水道等のインフラ整備」に対し、その財源として多額の地方債を発行したことにある。

このような財政状況を重く受け止め、財政健全化を最優先課題と位置付けて、これまで事務事業の再編、整理及び統合並びに定員管理の適正化等の行財政改革を断行してきたところである。

平成30年度決算では、一時の危機的状況は脱したとは言え、全国で比較すると依然として非常に高い比率となっている。

さらに、本市の歳入の約4割を占める普通交付税が令和3年度には合併算定替から一本算定となることや、過疎という地域性、今後も加速する少子高齢化により、税収の落ち込みが容易に予想されることから、身の丈に合った持続可能な財政基盤の構築を急務と捉えている。

このような状況の中、高度経済成長期に整備した多くの公共施設や下水道施設を含むインフラ資産が、老朽化に伴う改築・更新の時期に差しかかってきており、それに伴う経費が今後の財政運営に与える影響を懸念している。

下水道事業においても、生活排水処理普及率及び接続率が国等の平均より低い状況であり、持続的・安定的な経営に向けて、平成28年度に経営戦略を策定し、さらに平成31年4月1日から地方公営企業の財務規定等を一部適用する公営企業会計に移行したところである。

国の財政制度等審議会においては、污水处理施設に対する国の財政支援は「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していく必要があるとの指摘があり、これを受けた国の平成31年度予算では、浸水対策及び未普及対策等に国庫補助が重点配分されたところである。

今後も、老朽化した污水处理施設の更新・改築への国庫補助が削減されれば、一般会計繰入金を増額や下水道使用料を増額改定により必要な財源を賄わざるを得ず、必要な財源が確保できなかった場合には施設等の改築ができず、大規模

地震発生時等においては、汚水管の破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに下水処理の機能停止によるトイレの使用停止などの事態が発生し、市民生活に重大な影響が及ぶことが懸念される。

については、国におかれては、将来にわたって下水道サービスを確実に提供し、市民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、南海トラフ巨大地震や地球温暖化による大型台風をはじめとする大規模自然災害へ備えるため、下記の事項に取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 下水道施設の更新・改築に係る国庫補助制度の維持・拡大を図ること。
- 2 機能保全、安全性確保の観点から、下水道施設の老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- 3 巨大地震や大型台風をはじめとする大規模自然災害に備える防災・減災・耐震対策等に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
総務大臣	高市	早苗	様
財務大臣	麻生	太郎	様
国土交通大臣	赤羽	一嘉	様
内閣府特命担当大臣 (防災)	武田	良太	様

淡路市議会議長 松本 英志